

第1 概説

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に成立し、同年10月1日に施行された。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置を定めており、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、特定事業者の禁止行為として、①減額又は買ったたき（第3条第1号）、②商品購入、役務利用又は利益提供の要請（第3条第2号）、③本体価格での交渉の拒否（第3条第3号）、④報復行為（第3条第4号）を定め、公正取引委員会は、その特定事業者に対し、これらの行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をする旨を定め（第4条）、また、これらの消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）が認められた場合には、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を採るべきことを勧告する旨を定めている（第6条）。

なお、消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日をもって失効したが、同法附則第2条第2項の規定に基づき、同法の失効前に行われた違反行為に対する調査、指導、勧告等の規定については、失効後もなお効力を有するとされていることから、失効前に行われた転嫁拒否行為に対しては、引き続き、同法に基づいて、迅速かつ的確に対処していく。

第2 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

1 転嫁拒否行為に関する情報収集

(1) 相談窓口における対応

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等に相談窓口を設置しており、当該窓口において転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けている。

令和3年度においては、620件の相談に対応した。

(2) 書面調査

公正取引委員会は、転嫁拒否行為を受けた事業者にとって、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受身的に待つだけでなく、書面調査を実施し、中小企業・小規模事業者等（売手側）から転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行っている。

令和3年度においても転嫁拒否行為を監視するため、令和3年5月以降、令和2年度に引き続き中小企業庁と合同で、中小企業・小規模事業者等（約290万名）に対する悉皆的な書面調査を実施した。また、令和3年10月以降、中小企業庁と合同で、個人事業者（約360万名）に対する悉皆的な書面調査を実施した。

(3) 下請法の書面調査の活用

公正取引委員会は、下請法の書面調査を通じて、転嫁拒否行為に関する情報も併せて収集し、転嫁拒否行為に関する情報が得られた場合には、速やかに調査を行った。

(4) 下請法との一体的な運用

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において、下請法に違反する事実（発注書面不交付・不備、受領拒否、割引困難な手形の交付等）が判明した場合には、下請法に基づき速やかに調査を行った。

2 転嫁拒否行為に対する調査・措置等

(1) 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施し、転嫁拒否行為に対しては、指導により転嫁拒否行為に係る不利益の回復等の必要な改善措置を講ずるよう迅速かつ的確に対処している。また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告を行うとともに、違反行為を行った特定事業者の名称、違反行為の概要等を公表している。

令和3年度においては、244件について指導を行った（第1表参照）。

第1表 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

(単位：件)

	勧告	指導
令和3年度	0 (0)	244 (10)
令和2年度	5 (2)	280 (15)
累 計 (注1)	59 (13)	3,683 (199)

(注1) 平成25年10月から令和4年3月までの累計である。

(注2) () 内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

第2表 勧告及び指導件数の内訳（業種別）

(単位：件)

業種	令和3年度			令和2年度			累計（注3）		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
建設業	0	25	25	0	40	40	5	434	439
製造業	0	36	36	1	48	49	2	822	824
情報通信業	0	33	33	1	26	27	9	322	331
運輸業（道路貨物運送業等）	0	10	10	1	11	12	2	190	192
卸売業	0	11	11	0	13	13	1	254	255
小売業	0	21	21	2	23	25	13	402	415
不動産業	0	11	11	0	21	21	9	203	212
技術サービス業（広告・建築設計業等）	0	10	10	0	12	12	1	165	166
学校教育・教育支援業	0	36	36	0	14	14	4	116	120
その他（注4）	0	51	51	0	72	72	13	775	788
合 計	0	244	244	5	280	285	59	3,683	3,742

(注3) 平成25年10月から令和4年3月までの累計である。

(注4) 「その他」は、娯楽業、金融・保険業等である。

(注5) 複数の業種にわたる場合は、当該事業者の主たる業種により分類している。

(2) 行為類型別件数

令和3年度において指導が行われた違反行為を行為類型別にみると、減額（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段）が30件、買いたたき（同法第3条第1号後段）が234件となっている（第3表参照）。

第3表 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

(単位：件)

行為類型	令和3年度			令和2年度			累計（注6）		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
減額	0	30	30	0	40	40	6	414	420
買いたたき	0	234	234	5	273	278	57	3,254	3,311
役務利用又は利益提供の要請	0	0	0	0	0	0	0	70	70
本体価格での交渉の拒否	0	0	0	0	3	3	0	275	275
勧告・指導件数（注7）	0	244	244	5	280	285	59	3,683	3,742

(注6) 平成25年10月から令和4年3月までの累計である。

(注7) 1事業者に対して複数の行為について措置を採っている場合があるため、各行為類型の件数の合計値は、「勧告・指導件数」と一致しない。

(3) 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和3年度においては、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について、特定事業者230名から、特定供給事業者1万4642名に対し、総額5億9670万円の原状回復が行われた（第4表参照）。

第4表 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

	令和3年度	令和2年度	累計（注8）
原状回復を行った特定事業者数	230名	279名	2,269名
原状回復を受けた特定供給事業者数	14,642名	46,504名	291,157名
原状回復額（注9）	5億9670万円	7億3257万円	87億9132万円

（注8）平成26年4月から令和4年3月までの累計である。

（注9）原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

3 主な指導事例

令和3年度における主な指導事例は次のとおりである。

業 種	違 反 行 為 の 概 要	関係法条
小売業	大規模小売事業者であり、スーパーマーケット等を運営するA社は、商品の納入業者（特定供給事業者）に対し、仕入代金を本体価格で定めて月単位で支払うこととしてしているところ、平成26年4月以後、仕入伝票ごとに本体価格に消費税率を乗じて1円未満の端数を切り捨てた額を消費税相当額として支払うことにより、支払対象期間の本体価格の合計額に消費税率を乗じて得られた消費税相当額から、その一部を減じていた。	第3条第1号前段（減額）
製造業	製造業を営むB社は、顧客訪問業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、委託代金を本体価格で定めているところ、平成26年4月以後、本体価格に消費税相当額を上乗せせず支払うことにより、消費税相当額を減じていた。	第3条第1号前段（減額）
建設業	住宅のリフォーム業を営むC社は、外壁補修工事を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、委託代金を本体価格で定めているところ、令和元年9月以前に契約し、令和元年10月1日以後に引渡しを受けた工事について、本体価格に旧税率（8%）を適用して支払うことにより、本体価格に新税率（10%）を適用した消費税込みの金額から減じていた。	第3条第1号前段（減額）
情報通信業	転職ポータルサイトの運営を行うD社は、当該サイトに掲載するスキルチェックのための問題等の作成業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、委託代金を本体価格で定めているところ、平成26年4月以後、本体価格に消費税相当額を上乗せせず支払うことにより、消費税相当額を減じていた。	第3条第1号前段（減額）
金融業	暗号資産交換業を営むE社は、顧客データの分析システムの利用サービスを提供する事業者（特定供給事業者）に対し、当該システムの利用代金を本体価格で定めているところ、消費税率引上げをまたぐ1年間分の利用代金を、本体価格に旧税率（8%）を適用して一括前払いで支払うことにより、令和元年10月1日以後の利用代金について、本体価格に新税率（10%）を適用した消費税込みの金額から減じていた。	第3条第1号前段（減額）
小売業	大規模小売事業者であり、コンビニエンスストアを運営するF社は、事務所又は駐車場の賃貸人（特定供給事業者）に対し、平成26年4月以後の消費税込みの賃料について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていた。	第3条第1号後段（買いたたき）

業 種	違 反 行 為 の 概 要	関係法条
製造業	製造業を営むG社は、配送業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月以後の消費税込みの委託代金について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていた。	第3条第1号後段（買ったたき）
教育、学習支援業	学習塾を営むH社は、講師業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、令和元年10月以後の消費税込みの委託代金について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていた。	第3条第1号後段（買ったたき）
生活関連サービス業	美容業を営むI社は、美容業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、令和元年10月以後の消費税込みの委託代金について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていた。	第3条第1号後段（買ったたき）
情報通信業	放送業を営むJ社は、テレビ番組の制作に係る業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、令和元年10月1日以後の消費税込みの委託代金について、消費税率の引上げ分を上乗せした額よりも低く定めていた。	第3条第1号後段（買ったたき）

第3 消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税転嫁対策特別措置法の周知等の転嫁拒否行為を防止するための各種の施策を実施している。

1 消費税転嫁対策特別措置法に係る広報等

(1) 「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」の掲載

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の運用を踏まえて、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を作成の上、当委員会ウェブサイトの「消費税転嫁対策コーナー」に掲載している。

(2) 消費税転嫁対策特別措置法に係るeラーニング資料の公開

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業者がいつでも消費税転嫁対策特別措置法の内容を学ぶ機会を提供するため、同法に係るeラーニング資料（音声解説付）を作成し、当委員会ウェブサイト上に公開している。

(3) インターネットによる申告の対応

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業者がいつでも電子的手段により消費税転嫁対策特別措置法の違反被疑情報を申し出ることができるよう、電子申告窓口を開設している。

2 消費税転嫁対策特別措置法の失効に関する取組

消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日をもって失効したが、同法の失効後における転嫁拒否行為に関して、特に注意すべき点について、独占禁止法及び下請法の考え方をQ&A形式で示した「消費税転嫁対策特別措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法及び下請法の考え方に関するQ&A」を作成し、消費税転嫁対策コーナーに掲載している。